出水南中学校のいじめ対応の流れ

対象生徒
周囲の生徒
保護者

生徒支援主事

Student **S**upport **C**oordinator

学校職員
関係諸機関
地域

管理職・学年主任・学年生徒指導担当・学級担任等

出水南中学校いじめ対策組織

管理職・生徒支援主事(SSC)
生徒指導主事・養護教諭
人権担当・特別支援コーディネーター
外部専門家(SC・SSW・SS)
PTA会長・学年主任

出水南中学校いじめ防止等対策委員会 → 教育委員会へ報告

※必要に応じてSSW・SC・SS等の外部専門家を交える

SSW…スクールソーシャルワーカー
SC…スクールカウンセラー
SS…スクールサポーター(警察)

調査	・対象生徒及びその保護者と調査方法や手順について協議 ・必要な場合は、一般生徒へのアンケートの実施 ・対象生徒及び関係生徒へのヒアリング
対応	・対象生徒の支援（カウンセリング等の心理サポート） ・関係生徒への指導及び支援（行動変容のための保護者面談） ・必要な場合は、学級、学年、学校全体への指導 ・再発防止策の検討

学校は、どのようないじめがあったのか、可能な限り明らかにします。その一方で、当事者により、ヒアリング等の調査制限を要望される場合は、どのようないじめがあったのか十分に解明できないこともあります。また、学校は、いじめ行為を行なった生徒に対し、懲罰を与える機関ではありません。できる限り、いじめを明らかにし、対象生徒も含めた関係生徒に対し学びを保障する機関であります。調査はそのためのものであり、警察のような捜査機関ではないため調査には限界があるのも事実です。ゆえに、いじめ全体の全容を解明したい場合や関係生徒の処遇を望まれるときは、弁護士や警察等でなければ、希望される解決に至らない場合があることをご了承ください。当然、行われたいじめが犯罪行為と該当する場合は、学校と警察は連携を図ることになります。